

中小企業向け県制度融資の元金返済を 最長1年まで猶予します

県制度融資により借入れをしており、既に返済が始まっている方は、返済開始後の元金返済が最長1年まで猶予できるようになります。

(1) 該当資金	県制度融資（※）
(2) 対象者要件	最近1か月又は3か月間の売上等、粗利益等又は売上高経常利益率が前年同期に比して、同じか減少している者
(3) 取扱期間	令和2年4月21日から令和3年3月31日まで

※地方産業育成資金、売掛債権活用資金、短期事業資金を除く全ての県制度融資

申込先（取扱金融機関）

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、みなみ魚沼農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協の県内営業店

【県制度融資】

- ※ 融資については取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても融資が行えない場合があります。
- ※ 次の方はご利用になれません。
 - ・県税を滞納している方
 - ・金融機関から取引停止の処分を受けている方
 - ・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方

本件についてのお問合せ先
新潟県産業労働部 創業・経営支援課
福原、石山
TEL025-280-5240 FAX025-285-3783